

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
6	R7. 1. 9	R7. 3. 10	裁決書（2 総総法査第 9 6 2 号及び同第 9 6 3 号） 裁決書（3 総総法査第 5 3 1 号及び同第 5 3 2 号） 裁決書（4 総総法査第 3 号及び同第 4 号） 裁決書（4 総総法査第 2 3 2 号及び同第 2 3 3 号） 裁決書（4 総総法査第 2 8 4 号） 裁決書（4 総総法査第 3 1 6 号） ただし、以下の情報を除く。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	96	1													総務局総務部 法務課	
7	R7. 3. 6	R7. 3. 13	東京都総務局総務部法務課が保有している被告の東京都が敗訴した理由が書かれた審査請求の判例一式					1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 法務課
8	R7. 3. 10	R7. 3. 13	令和 7 年 3 月 4 日東京地裁民事 3 8 部判決言渡 個人事業税賦課決定処分取消請求事件の判決書 ただし、以下の情報を除く。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを 特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	32	1													総務局総務部 法務課	
9	R7. 2. 28	R7. 3. 14	服務監察に関する総務局コンプライアンス推進部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1	1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局コンプライアンス推進部 コンプライアンス推進課
10	R7. 3. 3	R7. 3. 17	アーティストの女性が警視庁警察官に大麻取締法違反の現行犯として逮捕されたことを違法な公権力の行使（捜査活動）であるとして東京都を相手方として損害賠償を請求した民事訴訟に係る訴訟記録その他当該訴訟の追行に係る一連の事務処理の過程において東京都知事及びその機関が取得し、又は作成した一切の公文書						1	1								(条例第7条第2号) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため	総務局総務部 法務課
11	R7. 3. 12	R7. 3. 17	東京消防庁の「救急活動記録票」（但し開示可能な部分のみ）、行政活動に関する部分、個人情報については開示を求めないとしします。発生より 5 年経過が近い為当該記録の保管保全を本手続完了迄ご考慮願います。					1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課
12	R7. 3. 6	R7. 3. 19	公文書非開示決定取消等請求事件（東京地方裁判所令和 7 年 2 月 2 8 日判決言渡し）に係る判決書	82		1				1		1						(条例第7条第2号) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため (条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局総務部 法務課
13	R7. 3. 6	R7. 3. 19	入館証の発行に関する総務局庁内管理担当課長らの対応の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1	1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局総務部 総務課
14	R7. 3. 9	R7. 3. 21	東京都知事宛てに2021年01月01日-2021年05月06日までに請求した保有個人情報（自己情報）開示請求書の用紙の控えならびに請求に基づく開示結果の詳細すべて記録されてる電磁的記録全て（本人確認書類を後日提示するために、来庁しますので、保有個人情報開示請求書に切り替えて受理していただけますか。）						1	1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局総務部 情報公開課
15	R7. 3. 11	R7. 3. 25	総務局において保有する次の文書 （1）令和 4 年 5 月 3 0 日付け 4 福保子育て第 7 3 0 号「東京都例規集データベースにおける掲載項目の秘匿について」 （2）平成 2 4 年に発出された（1）と同趣旨の依頼文書					1										保存期間の満了に伴い、廃棄したため	総務局総務部 文書課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
16	R7. 3. 14	R7. 3. 27	・弾道ミサイルを想定した避難訓練について(素案) ・訓練概要(イメージ) ・訓練概要・シナリオ原稿 ・全体スケジュール ・シナリオ時系列 ・アナウンス原稿 ・住民避難訓練実施要領 ・訓練中止基準 ・訓練会場配置図 ・情報伝達要領(※防災行政無線等・上空通過) ・情報伝達要領(※模擬の緊急速報メール等・上空通過) ・東京都プレス資料	20	1															総務局総合防 災部防災対策 課
17	R7. 3. 14	R7. 3. 27	・令和6年度の国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施意向等に関する調査について(依頼) ・令和6年度の国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施意向等に関する調査について(回答) ・調査様式(東京都) ・契約文書(警備委託) ・記者レク資料	32	1								1	1	1				(条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第5号) 検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (条例第7条第6号) 実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総合防 災部防災対策 課
18	R7. 3. 14	R7. 3. 27	・東京都から東京メトロへの施設利用依頼文及び回答書 ・東京都から品川区立戸越台中学校への協力依頼文及び回答文と訓練時の放送原稿					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総合防 災部防災対策 課
19	R7. 3. 17	R7. 3. 27	判決書(東京地方裁判所令和5年10月4日判決)	40	1						1		1						(条例第7条第2号) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため (条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局総務部 法務課
20	R7. 2. 14	R7. 3. 31	母島の職員の内地出張に係る船賃の補助制度の概要 その根拠といきさつ																請求された公文書については、条例第18条第2項に規定する「インターネットによる公表情報等」に該当する公文書であるため	総務局人事部 制度企画課
21	R7. 2. 19	R7. 3. 31	父島の職員の内地出張に係る船賃の補助制度の概要 その根拠といきさつ																請求された公文書については、条例第18条第2項に規定する「インターネットによる公表情報等」に該当する公文書であるため	総務局人事部 制度企画課